

別 表

長崎県障害者等用駐車場利用証交付基準

○身体障害者

身 体 障 害 区 分			対 象 等 級
視覚障害			4級以上
聴覚又は平衡機能障害	聴覚機能障害		該当なし
	平衡機能障害		5級以上
音声・言語機能障害			該当なし
肢 体 不 自 由	上 肢		2級以上
	下 肢		6級以上
	体 幹		5級以上
	脳病変による 運動機能障害	上肢機能	2級以上
移動機能		6級以上	
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能障害			4級以上

○知的障害者……療育手帳の障害の程度欄が「A1」又は「A2」の方

○精神障害者……精神障害者保健福祉手帳の障害等級1級の方

○要介護者……40歳以上の方で、要介護1以上の方

○難病患者……特定疾患医療受給者、特定医療費(指定難病)受給者、小児慢性特定疾病医療費受給者

○けが人・病人等……車椅子、杖等使用の方(医師の診断等により駐車場の利用に配慮が必要と認められる方)

○妊産婦……妊娠7ヶ月～産後3ヶ月の方(妊娠7ヵ月未満の方で母子健康手帳の記載等により駐車場の利用に配慮が必要な状況が確認できる場合は交付可)